

平成21年 9月発行



第137号

羽島商工会議所

会議所タイムズ

〒501-6241

岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL<058>392-9664 FAX<058>392-6708

E-mail : info@hashima-cci.or.jp URL : http://www.hashima-cci.or.jp

誰でも
購入
できます

10月1日より羽島プレミアム付商品券を販売いたします。

1万円で11,000円のお買い物

当所では、羽島市のご協力のもと、発行総額1億6千5百万円の「羽島プレミアム付商品券」を販売いたします。この事業は市内の消費需要を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的として実施するものです。

● 販売日・場所

特設会場 10月1日(木)のみ ・羽島市民会館 第1会議室 ・桑原コミュニティセンター

金融機関(順不同) 10月1日(木)～10月7日(水)の平日

大垣共立銀行 羽島支店	岐阜銀行 羽島支店	岐阜信用金庫 東羽島支店
大垣共立銀行 正木出張所	大垣信用金庫 羽島支店	西濃信用金庫 羽島支店
十六銀行 羽島支店	岐阜信用金庫 羽島支店	尾西信用金庫 羽島支店
十六銀行 北羽島支店	岐阜信用金庫 竹鼻支店	岐阜商工信用組合 羽島支店

羽島商工会議所 10月2日(金)～10月7日(水)の平日

※10月1日(木)の販売はありません。

● 販売時間 いずれも9:00～15:00 売切れ次第終了

● **販売形式** 商品券1,000円券11枚綴りを1セットとして、10,000円で販売。
お一人様3セット(30,000円分)まで購入できます。

● **取扱店舗** 商品券を利用できる店舗は同封のチラシの裏面に記載してある店舗になります。

● **有効期限** 平成21年10月1日(木)～平成21年12月31日(木)
※有効期限を過ぎますとご利用いただけません。

● **購入方法** 同封チラシの表面右下の購入申込書に必要事項をご記入のうえ、現金を添えて上記販売場所でご購入ください。

※前払式証票や有価証券(商品券・ビール券・図書券・プリペイドカード・切手・収入印紙等)、タバコ等の購入や税金・公共料金納付などにはご利用いただけません。

※「羽島プレミアム付商品券」のご利用の際には、現金との引き換えやつり銭はお支払いしません。

● 2ページ…ボウリング大会、無料健康相談、簿記検定
● 3ページ…労働保険適用促進月間、れんこんの日、J-POP
● 4ページ…障がい者雇用月間、無料相談窓口、金融情報

第二十一回 会員親睦ボウリング大会

八月七日(金)、コスモ

ボウル羽島において、第二十一回会員親睦ボウリング大会を開催いたしました。

十七チーム総勢五十一名が優勝をめざし競い合いました。

ストライク・スベアが出ると大きな歓声や拍手があり、参加者の方々はさわやかな汗を流されました。

主な結果

【団体の部】

優勝

岐阜羽島バス・タクシー(株)
おくりびとチーム

準優勝

(株)十六銀行
(株)十六銀行チーム

三位

神田板金
神田板金チーム

ボウリングは、年齢、性別を問わず、誰でも気軽に参加できるスポーツです。

皆様の次回の参加をお待ちしております。

働く人たちのための

無料健康相談のご案内

岐阜地域産業保健センターでは、無料健康相談を実施しております。

この健康相談は、小規模事業場を対象に、医師が相談担当者として、その事業主及び労働者の方々が健康診断の結果に基づく事後管理の方法、生活習慣病の予防方法、病後における作業との関係、日常生活における健康保持増進の方法、過重労働による脳・心臓疾患

等の防止など健康問題について幅広く健康診断を実施するものであります。

なお、相談窓口の開設に際しては、相談者のプライバシーが保持されるよう配慮します。

どなたでもお気軽にご相談ください。

◎相談場所

カラフルタウン

岐阜市柳津町丸野三―三
―六

◎相談日

二十一年九月 十九日(土)

十月 十七日(土)

十一月二十一日(土)

十二月 十九日(土)

二十二年一月 十六日(土)

二月 二十日(土)

三月 二十日(土)

◎実施時間

各日午後二時～五時

◎対象者

小規模事業場の事業主
及び労働者

◎お問い合わせ

岐阜地域産業保健センター
☎(二六三) 六一七一



新現役チャレンジ支援事業で

緊急雇用安定助成金

企業内研修の講師を無料派遣

企業等を退職されているもしくは、近く予定されているシニア層が今まで培ってきた豊富な実務経験や技術・ノウハウを生かして、地域や中小企業の支援活動の橋渡しをするのが、新現役チャレンジ事業です。

このたび、この事業では、緊急雇用安定助成金の社内研修を実施する際の講師を新たに派遣することになりました。

緊急雇用安定助成金の対象となる社内研修の講師を謝金無料で四時間三〇分まで派遣を受けることができます。(四時間三〇分を越える分については、企業の負担となります)

企業内研修の講師やカリキュラム・テーマ等の設定でお困りの事業所に朗報です。ぜひ一度ご相談ください。様々な分野で豊富なキャリアの持ち主が講師として登録されています。

詳細は、当会議所中小企

簿記検定

施行日 十一月十五日(日)

施行級 一級～四級

受験料 一級七、五〇〇円

二級四、五〇〇円

三級二、五〇〇円

四級一、六〇〇円

申込期間

窓口(羽島商工会議所)

ネットクレジット決済

九月二十五日～

十月十六日

郵送 十月九日まで(必着)

ネットコンビニ決済

十月二日まで

羽島商工会議所ホームページ
<http://www.hasima-cior.jp>

十月は「労働保険適用促進月間」です

一人でも労働者を雇用する事業主は必ず労働保険に加入しなければなりません。労働保険とは、労災保険と雇用保険との総称で、職場の皆さんが安心して働くための保険制度です。

「労災保険」は、労働者が業務や通勤に起因して、負傷、病気、あるいは死亡された場合に労働者や遺族を保護するために必要な給付を行います。臨時・アルバイトであっても雇用した労働者は全て対象となります。

「雇用保険」は労働者が失業したとき、教育訓練を受講したとき、又は在職中の六十歳～六十五歳未満の労働者の賃金が六十歳到達時の賃金に比べて二十五%以上低下した場合や、育児休業・介護休業中の労働者に二割以上の賃金低下があった場合に必要な給付を行います。

また、事業主に対しては、失業の予防、雇用の安定、労働者の福祉の増進を図っていただくための各種助成制度があります。

パートタイム労働者も、一週間の所定労働時間が二十時間以上で雇用見込みが六ヶ月以上である場合は雇用保険に加入しなければなりません。

なお、平成二十一年度に限って、雇用保険料率が一・二%から〇・八%に引き下げられております。未加入の事業主はすぐに手続きをしてください。

詳しくは、岐阜労働局労働保険徴収室（☎〇五八―二四五―八一―一五）又は、最寄の労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）・労働保険事務組合へお尋ね下さい。

『れんこんの日』を知っていますか？

『れんこん友の会からお知らせ』

八月八日「そろばんの日」、九月二日「宝くじの日」など、世の中にはいろんな記念日がありますが、「れんこんの日」（十一月十七日）を知っている人は少ないと思います。

平成六年十一月十七日に茨城県土浦市において、全国的主要れんこん産地の代

表が集まって「れんこんサミット」が開催されました。ただ、残念なことにその後、全国的な行事等は開催されていません。

土浦市では毎年十一月に「れんこん料理フェア」というイベントが開催されているそうです。

大賀ハスでも有名な羽島

市でも、せっかくの記念日を利用し「れんこんの日」をPRし、地域の活性化につなげたいと思います。この趣旨に賛同し、「れんこんの日」に行事に参加いただける方（れんこんに関する料理・商品等を取り扱っている、取り扱う予定のある事業所）は、ご連絡ください。

連絡先 れんこん友の会

馬場文親（竹扇） ☎〇五八

―三九三―〇二二八



ごぞんじですか？ 九月は「障がい者雇用支援月間」です。

九月は「障がい者雇用支援月間」です。障がい者雇用の促進と障がい者の自立を支援するため、厚生労働省、都道府県、都道府県協会等が協力し、様々な啓発活動を行っております。

九月は「障がい者雇用支援月間」です。障がい者雇用の促進と障がい者の自立を支援するため、厚生労働省、都道府県、都道府県協会等が協力し、様々な啓発活動を行っております。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

昭和二十三年のヘレン・ケラー女史の日本訪問を機会に第一回身体障害者雇用促進運動強調週間が設けられました。平成十六年から「障がい者雇用支援月間」として定めています。

羽島商工会議所 無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
金融 要予約	事業資金の融資相談、融資制度の説明等にご利用下さい。 【日 時】9月17日(木) 10:00～12:00 【場 所】本所2F婦人部研修室 【相談員】日本政策金融公庫
記帳	日々の記帳でわからないこと、帳簿の付け方の指導を希望される方など、ご利用下さい。 【日 時】 9月17日(木) 10:00～正午 9月18日(金) 14:00～16:00 10月13日(火) 19:00～21:00 【相談員】税理士(夜間のみ)・本所職員
労働年金 要予約	労働、年金に関する問題で、なにかお困りではありませんか？ 【日 時】9月24日(木) 13:00～16:00 【場 所】本所3F青年部研修室 【相談員】特定社会保険労務士

※金融、労働・年金、経営・技術のご相談は、お電話にてご予約ください。

お問い合わせ
中小企業相談所 ☎ 392-9664

金融情報

金利のお知らせ (H21.9.1 現在)

【日本政策金融公庫】	
マル経資金……………	1.90%
普通貸付……………	2.20%
【羽島市融資制度】	
小口融資……………	0.75%

※小口融資のお問い合わせは、
羽島市商工観光課(☎392-1111)まで

数に算入して納付金の申告等を行っていただくこととなります。

数に算入して納付金の申告等を行っていただくこととなります。

数に算入して納付金の申告等を行っていただくこととなります。

数に算入して納付金の申告等を行っていただくこととなります。

数に算入して納付金の申告等を行っていただくこととなります。

数に算入して納付金の申告等を行っていただくこととなります。

数に算入して納付金の申告等を行っていただくこととなります。

数に算入して納付金の申告等を行っていただくこととなります。

数に算入して納付金の申告等を行っていただくこととなります。

数に算入して納付金の申告等を行っていただくこととなります。